

法第二十四条第二項等関係読替表

- ・法律読替え
- ・政令読替え

法第二十四条第二項関係（改正政令第一条）

読替後	読替前
<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約を締結しよう</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結す</p>

<p>とする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権についての保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七</p>	<p>るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一</p>
<p>るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一</p>	<p>るまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一</p>

<p>条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に債権を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p>	<p>項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p>
--	--

<p>2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付) 第十七条 貸金業者の貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。以下この項及び第四項において同じ。)に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)について当該債権の内容を明らかにする書面を当該債権の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額</p> <p>四 貸付けの利率</p>	<p>(契約締結時の書面の交付) 第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p>

<p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該債権に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該債権の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 譲り受けた債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p>	<p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p>
---	---

<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該債権の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に</p>	<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の</p>
<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の</p>	<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の</p>

<p>掲げるものを除く。)について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該債権に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>保証人に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p>

<p>い。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者の商号、名称又は氏名及び住所 二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日 三 譲り受けた債権の額及び貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。） 四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額 五 受領年月日 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。 3 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権又は当該債権に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を 	<ol style="list-style-type: none"> 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 契約年月日 三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。） 四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額 五 受領年月日 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。 3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定める
--	---

得て、当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者の貸付けに係る契約のうち、当該債権に係る者は、当該債権に係る貸付けの契約のうち、当該債権に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又

ところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事

<p>は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあっては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該債権の債務者ごとに当該債権に係る貸付けの契約について当該債権の譲受年月日及び当該貸付けの契約の契約年月日、当該債権の額及び貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者の当該債権の債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該債権を譲り受けた者</p>	<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の</p>

<p>に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該債権に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、</p>	<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託す</p>

債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該債権に係る貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を

<p>求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪</p>
<p>求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪</p>

問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力すること

問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力すること

を要求すること。

九 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又

を要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

<p>は記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日 四 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十一条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 三 契約年月日 四 貸付けの金額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十一条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権につい</p>
--	---

<p>り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>てその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>
<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に關してする行為について次項において読み替えて準用する第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に關してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>
<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する</p>	<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ</p>

ため必要があると認めるときは、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権について保証契約を締結した保証業者又は当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る業務の委託を受けた者に対して、当該債権を譲り受けた者の当該債権に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権について保証契約を締結した保証業者若しくは当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該債権を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">読替前</p>
<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 保証等に係る求償権等（第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を取得した保証業者（第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者としての死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者としての死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主た</p>

<p>困に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は、当該保証等に係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第六項及び第七項、第二十一条第一項において同じ。）の額が同</p>	<p>る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第六項及び第七項、第二十一条第一項において同じ。）の額が同</p>
<p>る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第六項及び第七項、第二十一条第一項において同じ。）の額が同</p>	<p>る債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第六項及び第七項、第二十一条第一項において同じ。）の額が同</p>

<p>条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる者とする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる者とする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付) 第十六条の三 保証等に係る求償権等を取付した保証業者が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、前項の規定</p>	<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付) 第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政</p>

<p>定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償</p>	<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額</p>

<p>権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取付したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）について当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p>	<p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p>
--	---

<p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除</p>	<p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p>
--	---

く。)(について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

5 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項(同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。)(について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 (略)

7 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 (略)

7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものと

<p>(受取証書の交付)</p>	<p>みなす。</p>
<p>第十八条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日</p> <p>三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用す</p>

る。

3 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであって、当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

る。

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

<p>4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(帳簿の備付け) 第十九条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと</p>	<p>(帳簿の備付け) 第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、</p>

(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等について当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならぬ。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証等に係る求償権等を取付した保証業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該保証業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号の

債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(帳簿の閲覧)

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(特定公正証書に係る制限)

第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契

<p>4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証</p>	<p>いずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p>
<p>4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作</p>	<p>約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p>

<p>等に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該保証等に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならぬ。</p> <p>一 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他の対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）が</p>	<p>成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならぬ。</p> <p>一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他の対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者</p>
--	--

<p>その受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言</p>

げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害する
ような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認
められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務
者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて
送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け
る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に
照らし相当であると認められないことその他の正当な理
由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯
以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ
クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪
問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居
宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
ァクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような
言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認
められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務
者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて
送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受け
る時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に
照らし相当であると認められないことその他の正当な理
由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯
以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ
クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪
問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居
宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
ァクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ

ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められた

ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め

にもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を取付した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取付

られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を

<p>した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>
<p>(債権証書の返還) 第二十一条 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は、当該保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場合において当該保証等に係る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>(債権証書の返還) 第二十一条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>
<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を取得了た保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができ</p> <p>2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため</p>	<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益</p>

特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保証等に係る求償権等を取付した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証業者の当該保証等に係る求償権等に関する参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保証等に係る求償権等を取付した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保証等に係る求償権等を取付した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該保証業者に対する質問若しくは検査

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関する参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

<p>に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	---

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）は、受託弁済に係る求償権等（同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者）の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げ</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者）の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を</p>

る事項を除く。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の

除く。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息(利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。)の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定める

<p>交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>ところにより、当該保証契約の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁済者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供</p>	<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合にお</p>

<p>することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>いて、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定</p>	<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定</p>

<p>めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p>	<p>めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p>
--	---

<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二</p>	
<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本</p>	

<p>号及び第三号に掲げるものを除く。)について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p>

<p>一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた</p>	<p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定める</p>
--	--

場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づき当該受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代

ところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づき債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済

<p>えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>（帳簿の備付け）</p> <p>第十九条 受託弁済者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に、その業務に関する帳簿を備え、受託弁済に係る求償権等に係る債務者ごとに当該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>（帳簿の閲覧）</p>	<p>（帳簿の備付け）</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に、その業務に関する帳簿を備え、貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>（帳簿の閲覧）</p>

第十九条の二 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、受託弁済者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

（特定公正証書に係る制限）

第二十条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。

- 一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

（特定公正証書に係る制限）

第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。

- 一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）

二 前号に掲げる契約に係る保証契約

<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>	<p>2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 受託弁済者は、当該受託弁済に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合には、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>
<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>	<p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合には、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>

第二十条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものという。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものという。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

<p>出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権
等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこ
と。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権に係る債務の処

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく
債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

<p>理を弁護士若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p>	<p>処理を弁護士若しくは司法書士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p>
---	---

<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十二條 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場合において当該受託弁済に係る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づき債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>
<p>(債権証書の返還)</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>(債権証書の返還)</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づき債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づき債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>

第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

<p>特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、<u>受託弁済者</u>（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る<u>求償権等</u>に係る<u>保証契約</u>を締結した<u>保証業者</u>若しくは当該<u>受託弁済者</u>から当該受託弁済に係る<u>求償権等</u>に係る<u>業務の委託</u>を受けた者の<u>営業所</u>若しくは<u>事務所</u>に立ち入らせ、当該<u>受託弁済者</u>に対する<u>質問</u>若しくは<u>検査</u>に必要な事項に関して<u>質問</u>させ、又は<u>帳簿書類</u>その他の<u>物件</u>を<u>検査</u>させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す<u>証明書</u>を携帯し、関係者の<u>請求</u>があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、<u>犯罪</u>捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた<u>貸金業者</u>若しくは当該<u>貸金業者</u>から<u>貸金業</u>の<u>業務の委託</u>を受けた者の<u>営業所</u>若しくは<u>事務所</u>に立ち入らせ、当該<u>貸金業者</u>に対する<u>質問</u>若しくは<u>検査</u>に必要な事項に関して<u>質問</u>させ、又は<u>帳簿書類</u>その他の<u>物件</u>を<u>検査</u>させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す<u>証明書</u>を携帯し、関係者の<u>請求</u>があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、<u>犯罪</u>捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	--

法第二十四条の四第二項関係（改正政令第一条）

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 保証等に係る求償権等（第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p>（保証契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面</p>

当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に
係る求償権等取得した保証業者（第二十四条の二第一
項に規定する保証業者をいう。第十七条第一項第一号及
び第十八条第一項第一号において同じ。）及び当該保証等
に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金
業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四
条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事
項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に
係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約
で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第
三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条

を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなけれ
ばならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四
条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事
項として内閣府令で定めるもの

六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号
に掲げる事項

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定
める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第二
条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第
六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一

第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる者との承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

項第一号並びに第四十三条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となる者との承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となる者とする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

<p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取付した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p>	<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p>

<p>二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあっては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p>	<p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあっては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p>
---	--

<p>一 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で</p>	<p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ</p>
<p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ</p>	<p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところによ</p>

定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 (略)

7 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項

り、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 (略)

7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係

<p>から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日</p> <p>三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。)</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。)</p>

<p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載</p>	<p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
---	---

した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができ、この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に 係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づき当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づき債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

<p>閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等について当該保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定め</p>	<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の</p>

<p>るところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に</p>	<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等か</p>

<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>	<p>係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該保証等に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合には、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>
<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>	<p>ら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合には、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>

第二十条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

<p>出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等
に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理
を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく
債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の
処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく

司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

くは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づき債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

<p>三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>三 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場合において当該保証等に係る求償権等の証書を有するとき</p>	<p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>三 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還</p>
---	--

<p>は、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>しなければならない。</p>
<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について次項において読み替えて準用する第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居</p>	<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。</p>

所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の当該保証等に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証等に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証等に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

<p>る。)の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
--	--

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">読替前</p>
<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 受託弁済に係る求償権等（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となつた者）の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約（住宅の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約をいう。）その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となつた者）の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保</p>	<p>（保証契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を</p>

<p>証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。）（第二十四条及び第十八条において同じ。）及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七</p>	<p>除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一</p>
<p>第二号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。）（第二十四条及び第十八条において同じ。）及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等についての保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七</p>	<p>除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、当該保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第三条の規定により利息とみなされるものを含む。第十七条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一</p>

条第六項及び第七項、第十八条第三項及び第四項、第二十条第一項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となつとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となつとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

項第一号並びに第四十二条第一項において同じ。）の額が同法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証契約の保証人となつとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)

第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となつとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。

一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

<p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項(当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。)について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済</p>	<p>(契約締結時の書面の交付)</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約(極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。)を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p>

<p>に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又</p>	<p>三 貸付けの金額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 返済期間及び返済回数</p> <p>七 賠償額の予定（違約金を含む。以下同じ。）に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p>
---	---

<p>は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該</p>	<p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額</p> <p>四 貸付けの利率</p> <p>五 返済の方式</p> <p>六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>七 日賦貸金業者である場合にあつては、第十四条第五号に掲げる事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第一項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係</p>
---	--

受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 （略）

7 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により

る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。

6 （略）

7 貸金業者は、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えない場合には、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項若しくは第四項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定

<p>提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。)</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額(保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。)</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p>

<p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものであつて、当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁</p>	<p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約（当該契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに限る。）又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
---	--

済をした者に交付することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約のうち、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく当該受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載す

一 受領年月日

二 受領金額

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、貸付けの契約のうち、貸付けに係る契約又は保証契約に係る貸付けに係る契約で定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものに基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合には、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

<p>べき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(こと)営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所(地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該受託弁済に係る求償権等に係る債務者(こと)に当該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(こと)に、その業務に関する帳簿を備え、債務者(こと)に貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)(の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合</p>	<p>(帳簿の閲覧)</p> <p>第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)(の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使</p>

<p>において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に</p>	<p>(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得しては</p>

<p>委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならぬ。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、</p>	<p>ならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならぬ。</p> <p>一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、</p>
--	--

当該受託弁済に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済を

公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の

<p>その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権
等に係る債務の弁済資金を調達することを要求するこ
と。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく
債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>
<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等についてその全部の弁済を受け</p>	<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を</p>

<p>た場合において当該受託弁済に係る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならぬ。</p>	<p>有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならぬ。</p>
<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について次項において読み替えて準用する第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託弁済に係る求償権等</p>	<p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登</p>

を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができ

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の当該受託弁済に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため

録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益

特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限り。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

法第二十四条の六関係（改正政令第一条）

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">（債権譲渡等の規制）</p> <p>第二十四条 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">2 4 （略）</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">（債権譲渡等の規制）</p> <p>第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。</u>）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">2 4 （略）</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。）の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書（債務者等が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該債権に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約（その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。）</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得しては</p>

<p>成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に關し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に關する事務に要する費用又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができな）とされ</p> <p>「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為を</p>
<p>ならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に關し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に關する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができな）とされ</p> <p>「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p>

<p>してはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p> <p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>	<p>してはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p> <p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>
<p>してはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p> <p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>	<p>してはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p> <p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

れその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

<p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り</p>	<p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契</p>
--	--

<p>受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>
<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p>	<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p>

2
4 (略)

2
4 (略)

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p>(保証等に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。)は、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たつては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に關してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p>(保証等に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の二 貸金業者は、業として保証を行う者(以下「保証業者」という。)と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たつては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に關してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の四第一項及び第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)を取得した保証業者(第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が</p>

<p>等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行</p>

<p>けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務</p>

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入

れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

<p>2 保証等に係る求償権等を取付した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取付した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名</p>	<p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び</p>

及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の三 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この項において同じ。)は、貸金業を営む者の貸付けの契約に基づき債務の弁済を他人に委託するに当たっては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者が当該弁済に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基づき債務の弁済を他人に委託するに当たっては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者が当該弁済に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の五第一項及び第二十四条の六の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 受託弁済者(第二十四条の六に規定する当該弁済をした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)(は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。))に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)(の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)(の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が</p>

<p>者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>ら、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。))であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。))であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p>

<p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて</p>

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく

等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

<p>2 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済者の商号、名称又は氏名</p>	<p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済者の商号、名称又は氏名</p>	<p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び</p>

及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付に係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付に係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p>(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p>(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p> <p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託す</p>

<p>定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p>
<p>ることを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付(給与その他対価の性質を有するものを除く。)であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p>

<p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて</p>

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等

送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく

<p>2 <u>保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に</u></p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</u></p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p>	<p>債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。</u></p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 <u>貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基</u></p>
---	---

係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
 - 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
 - 三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
 - 四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
 - 五 貸付けの利率
 - 六 支払の催告に係る債権の弁済期
 - 七 支払を催告する金額
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てを

づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

- 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
 - 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
 - 三 契約年月日
 - 四 貸付けの金額
 - 五 貸付けの利率
 - 六 支払の催告に係る債権の弁済期
 - 七 支払を催告する金額
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が

<p>するに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>
<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制) 第二十四条の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関する行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制) 第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関する行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等という。)を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について同条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 受託弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託弁済に係る求償権等をいい、保証業者(第二十四条の二第一項に規定する保証業者をいう。)が取得した保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、特定公正証書(債務者等が当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、次の各号のいずれかに該当する契約については、特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託してはならない。利息制限法第四条に定める制限額を超える賠償額の予定が定められた貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約についても、同様とする。</p> <p>一 貸付けに係る契約(その定める利息の額が利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えるものに限る。)</p>

<p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又</p>
<p>二 前号に掲げる契約に係る保証契約</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>3 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該</p>

<p>は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはなら</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p>

ない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生

<p>活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>受託弁済に係る求償権</u>に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「<u>弁護士等</u>」<u>という。</u>）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め</p>	<p>活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>貸付けの契約に基づく債権</u>に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「<u>弁護士等</u>」<u>という。</u>）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め</p>
<p>活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>貸付けの契約に基づく債権</u>に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「<u>弁護士等</u>」<u>という。</u>）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め</p>	<p>活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>貸付けの契約に基づく債権</u>に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「<u>弁護士等</u>」<u>という。</u>）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求め</p>

<p>られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 弁済することを要求すること。</p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれか に掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁 済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求 償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、 債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代 わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるとこ ろにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しな ければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称 又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済 に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求 償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る 求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p>	<p>られたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を 弁済することを要求すること。</p> <p>十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれか に掲げる言動をすることを告げること。</p> <p>2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基 づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から 委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するため に書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内 閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記 載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに 電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p>
---	---

<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</u></p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 <u>受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について次条において読み替えて準用する第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十一条及びこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</u></p>
<p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、<u>貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</u></p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 <u>受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十及びこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二及び第十七条(第六項を除く。)(の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用がある旨を、内閣</u></p>

2 (略)	2 (略) 府令で定める方法により、通知しなければならない。
----------	--------------------------------------

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならない。</p>

<p>一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行うものときみなす。</p> <p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合にお</p>	
<p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものときみなす。</p> <p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六</p>	

<p>いて、これらの者から商法（明治二十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に債権を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該債権に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 貸金業者の貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。以下この項及び第四項において同じ。）に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の</p>	<p>百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、</p>

規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のもの（を除く。）について当該債権の内容を明らかにする書面を当該債権の債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該債権に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該債権の債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更

重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同

したとき（当該債権の債務者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一 譲り受けた債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載

様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様と

した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（極度方式貸付けに係る契約に基づく債権にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該債権の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権について極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除

する。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

<p>く。も、同様とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該債権に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の契約年月日</p>
<p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p>

<p>三 譲り受けた債権の額及び貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者の極度方式貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権又は当該債権に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載</p>	<p>三 譲り受けた債権の額及び貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。</p>
<p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。</p>	<p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。</p>

<p>した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該債権を譲渡した者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、</p>

<p>又は事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に、その業務に関する帳簿を備え、当該債権の債務者ごとに当該債権に係る貸付けの契約について当該債権の譲受年月日及び当該貸付けの契約の契約年月日、当該債権の額及び貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>（帳簿の閲覧） 第十九条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者の当該債権の債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該債権を譲り受けた者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該債権を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>（帳簿の閲覧） 第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行つた者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>（特定公正証書に係る制限） 第二十条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行</p>	<p>（特定公正証書に係る制限） 第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条</p>

行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該債権に係る貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

<p>与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>	<p>与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>
<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証</p>

<p>する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ</p>

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し

ている場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で

ている場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記

<p>定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日 四 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p>	<p>載し、又は記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名 三 契約年月日 四 貸付けの金額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p>
---	---

<p>第二十二條 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>
<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四條 貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に關してする行為について次項において読み替えて適用する第十二條の七、第十六條の二第三項及び第四項、第十六條の三、第十七條(第六項を除く)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二第三項及び第四項並びに第十七條(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>	<p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四條 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に關してする行為について第十二條の七、第十六條の二第三項及び第四項、第十六條の三、第十七條(第六項を除く)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二第三項及び第四項並びに第十七條(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p>

第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権について保証契約を締結した保証業者又は当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る業務の委託を受けた者に対して、当該債権を譲り受けた者の当該債権に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該債権について保証契約を締結した保証業者若しくは当該債権を譲り受けた者から当該債権に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該債権を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">読替前</p>
<p style="text-align: center;">（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 保証等に係る求償権等（第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）を取得した保証業者（次条第六項に規定する保証業者をいう。）は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p style="text-align: center;">（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者は、当該保証等に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該</p>	<p style="text-align: center;">（生命保険契約の締結に係る制限）</p> <p>第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p> <p style="text-align: center;">（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証</p>

<p>保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 保証等に係る求償権等を取付した保証業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>第十六条の三 保証等に係る求償権等を取付した保証業者</p> <p>（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）</p>
<p>契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手</p> <p>（生命保険契約に係る同意前の書面の交付）</p>

<p>が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内</p>	<p>方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞</p>

閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日

三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係

なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞

る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該債務者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

- 一 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

<p>(受取証書の交付)</p>	<p>5 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付に係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p>	<p>5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付に係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>

第十八条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 保証業者及び保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日

三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る。

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の

る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）
を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等又は当
該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく
債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、
当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て
（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締
結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている
場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定め
る手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府
令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁
済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定
めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交
付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済を
した者に交付することができる。この場合において、当該
保証業者は、当該書面の交付を行つたものとみなす。

- 一 受領年月日
- 二 受領金額
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、第一項に
規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交
付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交
付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めると

基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基
づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合におい
て、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣
府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び
弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で
定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の
交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に
交付することができる。この場合において、貸金業者は、
当該書面の交付を行つたものとみなす。

- 一 受領年月日
- 二 受領金額
- 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内
閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一
項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に
代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定

<p>ころにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>(帳簿の備付け)</p>	<p>する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>(帳簿の備付け)</p>
<p>第十九条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所地）に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等について当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(帳簿の閲覧)</p>	<p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p> <p>(帳簿の閲覧)</p>

第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該保証業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

（特定公正証書に係る制限）

第二十条 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

（特定公正証書に係る制限）

第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

<p>3 保証等に係る求償権等を取扱した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該保証等に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を取扱した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他の価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえるこ</p>	<p>3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他の価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをい</p>
--	--

<p>とができないこととされているものをいう。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>う。以下同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この条において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の</p>

権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要

これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を取得了た保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

<p>3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取 得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立につ いて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該 保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の 請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名 及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事 項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか にしなければならぬ。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を 営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立について貸金 業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契 約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求が あつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び その取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項 を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らか にしなければならぬ。</p>
<p>(債権証書の返還) 第二十二条 保証等に係る求償権等を取 得した保証業者は、当該保証等に 係る求償権等についてその全部の 弁済を受けた場合において当該保 証等に係る求償権等の証書を有す るときは、遅滞なく、これをその 弁済をした者に返還しなければ ならぬ。</p>	<p>(債権証書の返還) 第二十二条 貸金業者は、貸付けの契 約に基づく債権についてその全部 の弁済を受けた場合において当 該債権の証書を有するときは、 遅滞なく、これをその弁済をし た者に返還しなければならぬ。</p>
<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行す るため必要があると認めるときは、保証等に 係る求償権等を取 得した保証業者で当該都道府県の区域内に営業所又は事 務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又 は居所。以下この条において同じ。)を有するものに対して、 その業務に 関し報告又は資料の提出を命ずることができ る。</p>	<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登 録を受けた貸金業者に対して、その業務に 関し報告又は資 料の提出を命ずることができる。</p>

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保証等に係る求償権等を取得した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証業者の当該保証等に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保証等に係る求償権等を取得した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保証等に係る求償権等を取得した保証業者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該保証業者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に入り、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に入り、当該貸金業者に対して質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、

所に立ち入らせ、当該保証業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）は、受託弁済に係る求償権等（同項に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 （略） 2 （略） 3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二 （略） 2 （略） 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明</p>

<p>く。)を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 保証期間 三 保証金額 四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの 五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>4 受託弁済者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所 二 保証期間 三 保証金額 四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの 五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 <p>4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>（生命保険契約に係る同意前の書面の交付） 第十六条の三 受託弁済者が、受託弁済に係る求償権等に係</p>	<p>（生命保険契約に係る同意前の書面の交付） 第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手</p>

<p>る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託_レ弁_ハ済_ニ者_トに対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託_レ弁_ハ済_ニ者_トは、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、受託_レ弁_ハ済_ニに係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託_レ弁_ハ済_ニ者_トは、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 受託_レ弁_ハ済_ニ者_トは、受託_レ弁_ハ済_ニに係る求償権等を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該受託_レ弁_ハ済_ニに係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつ</p>	<p>方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸_レ金_業者_トに対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸_レ金_業者_トは、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸_レ付_けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸_レ金_業者_トは、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 貸_レ金_業者_トは、貸_レ付_けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に</p>
--	---

では、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を取得したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを

交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数
- 七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを

除く。〕について当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該債務者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一 受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る

変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同

る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならぬ。

項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

<p>ない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 受託弁済者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p>

済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日

三 受託^一、受託、弁済に係る求償権等の額及び当該受託、弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 受託^一、受託、弁済に係る求償権等（当該受託、弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）又は当該受託、弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託、弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府

三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）

四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

五 受領年月日

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、

<p>(帳簿の備付け)</p>	<p>令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 受領年月日 二 受領金額 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 4 受託弁済者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、(当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て)、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。
<p>(帳簿の備付け)</p>	<p>当該書面の交付を行ったものとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 受領年月日 二 受領金額 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。

<p>第十九条 受託弁済者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所こと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所^一地又は居所^二地）に、その業務に関する帳簿を備え、受託弁済に係る求償権等に係る債務者ごとに当該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>（帳簿の閲覧）</p> <p>第十九条の二 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、受託弁済者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該受託弁済者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>（帳簿の閲覧）</p> <p>第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が</p>	<p>（特定公正証書に係る制限）</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付</p>

当該受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 受託弁済者は、当該受託弁済に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 受託_二弁済者_一は、受託_二弁済_一に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができずとされているもの）をいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託_二弁済_一に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができずとされているもの）をいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

<p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託_{（一）}弁済に係る求償権等の弁済とその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 受託_{（一）}弁済者又は当該受託_{（一）}弁済者が取得した受託_{（一）}弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託_{（一）}弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託_{（一）}弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>
<p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>（取立て行為の規制）</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託^レ弁済に係る^ル求償権等に係る^ル債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付^レけの契約に基づく^ル債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 受託¹弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託¹弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託¹弁済に係る求償権等の額及び当該受託¹弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、受託¹弁済者又は当該受託¹弁済者が取得した受託¹弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託¹弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託¹弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託¹弁済者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>	<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p>
<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二条 受託¹弁済者は、受託¹弁済に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場合において当該受託¹弁済に係る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託弁済者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該受託弁済者の当該受託弁済に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所^{に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。}

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所^{に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。}

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、受託弁済者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該受託弁済者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に入りませ、当該受託弁済者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に入りませ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 保証等に係る求償権等（第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十二條までにおいて同じ。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸金業者は、貸付けの契約（住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合には、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としてはならない。</p>
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には、当該保証契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を明らかにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証</p>

<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p>	<p>契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の保証人となろうとする者の承諾を得て、同項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p>	<p>契約の保証人となろうとする者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証期間</p> <p>三 保証金額</p> <p>四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの</p> <p>五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方となろうとする者又は前項の保証人となろうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>

<p>第十六条の三 保証等に係る求償権等を譲り受けた者が、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保</p>	<p>（契約締結時の書面の交付）</p> <p>第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契</p>

証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取扱った保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日

三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 貸付けの金額

四 貸付けの利率

五 返済の方式

六 返済期間及び返済回数

<p>七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該債務者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>一 保証等に係る求償権等に係る極度方式基本契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）</p> <p>四 貸付けの利率</p>	<p>七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）</p> <p>四 貸付けの利率</p>
--	---

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該保証等に係る求償権等の内容を明らかにする

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければなら
ない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内
閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に
係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されていると
きは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項
各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを
除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本
契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の
保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事
項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更
したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることが
ないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様と
する。

6 (略)

7 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項から第
五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定める
ところにより、当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに
係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から
第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供するこ
とができる。この場合において、当該保証等に係る求償権
等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものと

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞
なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げ
る事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本
契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の
保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事
項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更
したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることが
ないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様と
する。

6 (略)

7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の
交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項
の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による
書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で
定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約
の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の
内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法によ

<p>みなす。</p>	<p>り提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者、当該保証等に係る求償権等を取得した保証業者及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約を締結した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約年月日</p> <p>三 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p>

<p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 保証等に係る求償権等（当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等又は当該保証等に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては）、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。</p> <p>3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
---	--

<p>なす。</p> <p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該保証等に係る求償権等を譲渡した者又は当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごと（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所地又は居所</p>	<p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行つたものとみなす。</p> <p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの</p>
--	---

<p>地)に、その業務に関する帳簿を備え、当該保証等に係る求償権等に係る債務者ごとに当該保証等に係る求償権等について当該保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日、当該保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>
<p>(帳簿の閲覧) 第十九条の二 保証等に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>(帳簿の閲覧) 第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>(特定公正証書に係る制限) 第二十条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等</p>	<p>(特定公正証書に係る制限) 第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に</p>

に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該保証等に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ(当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに)、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

<p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>

<p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。</p> <p>四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。</p> <p>五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>保証等</u>に係る求償権等に係る債務の処理</p>	<p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。</p> <p>四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。</p> <p>五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p> <p>九 債務者等が、<u>貸付けの契約</u>に基づく債権に係る債務の</p>
--	---

を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場</p>	<p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を</p>
---	--

<p>合において当該保証等に係る求償権等の証書を有するとき は、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還 しなければならない。</p>
<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制) 第二十四条の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、 当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつて は、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者 の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他 の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る 求償権等に関してする行為について次項において読み替え て準用する第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、 第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から 第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定 (抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載され た債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第 十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係 る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法 により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制) 第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人 に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係 る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証によ り発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその 者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について 第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条 の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二 条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証 証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権に ついては第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条 (第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則 を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、 通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行する ため必要があると認めるときは、保証等に係る求償権等を</p>	<p>(報告徴収及び立入検査) 第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、こ の法律を施行するため必要があると認めるときは、その登</p>

譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。）を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の当該保証等に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、

録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付に係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必

当該職員に、保証等に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該保証等に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者から当該保証等に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p>読替後</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 受託₁・<u>弁済</u>₂に係る₃求償権等（第二十四条の三第₄二項に規定する受託₁・<u>弁済</u>₂に係る₃求償権等をいう。以下この₄条から第二十二₄条までにおいて同じ。）を譲り受けた者は、<u>当該</u>₁受託₂・<u>弁済</u>₃に係る₄求償権等に係る₅貸付けの契約（住宅資₆金貸付契約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手₇方又は相手方となろうとする者の死亡によつて₈保険金額の₉支払を受けることとなる₁₀保険契約を締結しようとする場合₁₁には、当該₁₂保険契約において、自殺による₁₃死亡を₁₄保険事故₁₅として₁₆はならない。</p>
<p>読替前</p>	<p>（生命保険契約の締結に係る制限） 第十二条の七 貸₁・<u>金業者</u>₂は、<u>貸付け</u>₃の₄契約（住宅資金貸付契₅約その他の内閣府令で定める契約を除く。）の相手方又は相₆手方となろうとする者の死亡によつて₇保険金額の₈支払を受₉けることとなる₁₀保険契約を締結しようとする場合には、当₁₁該₁₂保険契約において、自殺による₁₃死亡を₁₄保険事故₁₅として₁₆はならない。</p>
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 受託₁・<u>弁済</u>₂に係る₃求償権等を譲り受けた者は、<u>当該</u>₄受託₅・<u>弁済</u>₆に係る₇求償権等₈について₉保証契約を締結しようとする場₁₀合には、当該₁₁保証契約を締結するまでに、内閣府令で定め₁₂るところにより、次に掲げる₁₃事項（一定の₁₄範囲に属する不₁₅特定の₁₆貸付けに係る₁₇債務を主たる₁₈債務とする₁₉保証契約にあ₂₀つては、第三号に掲げる₂₁事項を除く。）を明らかにし、<u>当該</u>₂₂</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十六条の二（略） 2（略） 3 貸₁・<u>金業者</u>₂は、<u>貸付け</u>₃に係る₄契約について₅保証契約を締結₆しようとする₇場合には、当該₈保証契約を締結するまでに、₉内閣府令で定めるところにより、次に掲げる₁₀事項（一定の₁₁範囲に属する不特定の₁₂貸付けに係る₁₃債務を主たる₁₄債務とす₁₅る₁₆保証契約にあつては、第三号に掲げる₁₇事項を除く。）を明₁₈らかにし、<u>当該</u>₁₉保証契約の内容を説明する₂₀書面を₂₁当該₂₂保証</p>

保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保証人とならうとする者に交付しなければならぬ。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者（第二十四条の三第二項に規定する受託弁済者をいう。第十七条及び第十八条において同じ。）及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項の保証人とならうとする者の承諾を得て、同項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

契約の保証人とならうとする者に交付しなければならぬ。

一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 保証期間

三 保証金額

四 保証の範囲に関する事項で内閣府令で定めるもの

五 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するとき
は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨その他の連帯保証債務の内容に関する事項として内閣府令で定めるもの

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

4 貸金業者は、前三項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、第一項若しくは第二項の貸付けの契約の相手方とならうとする者又は前項の保証人とならうとする者の承諾を得て、前三項の規定により明らかにすべきものとされる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

<p>(契約締結時の書面の交付)</p>	<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(契約締結時の書面の交付)</p>	<p>(生命保険契約に係る同意前の書面の交付)</p> <p>第十六条の三 貸金業者が、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律第四十八号）第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付しなければならぬ。</p> <p>一 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に貸金業者に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。</p>

第十七条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
- 三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数

第十七条 貸金業者は、貸付けに係る契約（極度方式基本契約を除く。第四項において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

- 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 貸付けの利率
- 五 返済の方式
- 六 返済期間及び返済回数

<p>七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。以下この項及び第五項において同じ。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の債務者に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該債務者の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>一 受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）</p> <p>四 貸付けの利率</p>	<p>七 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>2 貸金業者は、極度方式基本契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項についてその極度方式基本契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該相手方の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 極度額（貸金業者が極度方式基本契約の相手方に対し貸付けの元本の残高の上限として極度額を下回る額を提示する場合にあつては、当該下回る額及び極度額）</p> <p>四 貸付けの利率</p>
--	--

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約が締結されているとき、又は新たに保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものである場合にあつては、次項の規定により交付する書面に記載された事項と同一の内容のものを除く。）について当該受託弁済に係る求償権等の内容を明らか

五 返済の方式

六 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容
七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該保証契約の内容を明らかにする事項で第十六条の二第三項各号に掲げる事項（一定の範囲に属する不特定の貸付けに係る債務を主たる債務とする保証契約にあつては、同項第三号に掲げる事項を除く。）その他の内閣府令で定めるものを記載した書面を当該保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

4 貸金業者は、貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

かにする書面をこれらの保証契約の保証人に交付しなければならぬ。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したときも、同様とする。

5 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約が締結されているときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

6 (略)

7 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、第一項から第五項までに規定する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る

5 貸金業者は、極度方式保証契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、第二項各号に掲げる事項について当該極度方式保証契約に係る極度方式基本契約の内容を明らかにする書面を当該極度方式保証契約の保証人に交付しなければならない。当該書面に記載した事項のうち、重要なものとして内閣府令で定めるものを変更したとき（当該保証人の利益の保護に支障を生ずることがないときとして内閣府令で定めるときを除く。）も、同様とする。

6 (略)

7 貸金業者は、第一項から第五項までの規定による書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項前段若しくは第四項前段の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該貸付けに係る契約又は保証契約の相手方の承諾を得て、前各項に規定する事項又は前項の

<p>求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者、受託弁済者及び当該受託弁済者に弁済を委託した貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の契約年月日</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p>
<p>内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>(受取証書の交付)</p> <p>第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 契約年月日</p> <p>三 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次条及び第二十一条第二項第四号において同じ。）</p> <p>四 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額</p> <p>五 受領年月日</p>

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 受託弁済に係る求償権等（当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約が極度方式貸付けに係るものに限る。）を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等又は当該受託弁済に係る求償権等に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、当該弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の規定は、預金又は貯金の口座に対する払込みその他内閣府令で定める方法により弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限り、適用する。

3 貸金業者は、極度方式貸付けに係る契約又は当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る極度方式保証契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合において、当該弁済をした者に対し、その者の承諾を得て、内閣府令で定めるところにより、一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況を記載した書面として内閣府令で定めるものを交付するときは、第一項の規定による書面の交付に代えて、次に掲げる事項を記載した書面をその者に交付することができる。この場合において、貸金業者は、当該書面の交付を行ったものとみなす。

<p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て（当該受託弁済に係る求償権等を譲渡した者又は受託弁済者に弁済を委託した貸金業者が既に当該弁済をした者の承諾を得ている場合にあつては、当該弁済をした者に対し内閣府令で定める手続を経、又は当該弁済をした者の承諾を得て）、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>	<p>一 受領年月日</p> <p>二 受領金額</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>4 貸金業者は、第一項に規定する書面の交付又は前項の内閣府令で定める書面の交付若しくは同項の規定により第一項の規定による書面の交付に代えて交付する書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項又は前項に規定する弁済をした者の承諾を得て、第一項若しくは前項に規定する事項又は同項の内閣府令で定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、貸金業者は、これらの書面の交付を行ったものとみなす。</p>
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(と)（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所(地)）に、その業務に関する帳簿を備え、当該受託弁済に係</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第十九条 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、その営業所又は事務所(と)に、その業務に関する帳簿を備え、債務者(と)に貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、こ</p>

<p>る求償権等に係る債務者ごとに当該受託弁済に係る求償権等について当該受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の年月日、当該受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額、受領金額その他内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。</p>	<p>れを保存しなければならない。</p>
<p>(帳簿の閲覧) 第十九条の二 受託弁済に係る求償権等に係る債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>	<p>(帳簿の閲覧) 第十九条の二 債務者等又は債務者等であつた者その他内閣府令で定める者は、貸金業者に対し、内閣府令で定めるところにより、前条の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、貸金業者は、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。</p>
<p>(特定公正証書に係る制限) 第二十条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が当該受託弁済に係る求</p>	<p>(特定公正証書に係る制限) 第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に</p>

償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該受託弁済に係る求償権等に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 受託弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。

3 貸金業者は、貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、内閣府令で定めるところにより、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

二 前号に掲げるもののほか、債務者等の法律上の利益に

<p>与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 受託₁弁済₂に係る求償₃権₄等を譲り受けた者は、当該受託₁弁済₂に係る求償₃権₄等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託₁弁済₂に係る求償₃権₄等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を</p>
<p>与える影響に関する事項として内閣府令で定めるもの</p>	<p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業₁を営む者は、貸付け₂の契約について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付け₂の契約に基づく債権₃の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を</p>

<p>求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託_二弁済に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>求め、又はこれらを保管する行為</p> <p>二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 受託_二弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託_二弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託_二弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託_二弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファ</p>

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託弁済に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し

クシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否し

ている場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しな

ている場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

なければならない。

- 一 受託_レ弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
 - 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
 - 三 受託_レ弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託_レ弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託_レ弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日
 - 四 受託_レ弁済に係る求償権等の額及び当該受託_レ弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額
 - 五 貸付けの利率
 - 六 支払の催告に係る債権の弁済期
 - 七 支払を催告する金額
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 前項に定めるもののほか、受託_レ弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託_レ弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託_レ弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託_レ弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託_レ弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

- 一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号
 - 二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名
 - 三 契約年月日
 - 四 貸付けの金額
 - 五 貸付けの利率
 - 六 支払の催告に係る債権の弁済期
 - 七 支払を催告する金額
 - 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等についてその全部の弁済を受けた場合において当該受託弁済に係る求償権等の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>	<p>(債権証書の返還)</p> <p>第二十二條 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。</p>
<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四條の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について次項において読み替えて準用する第十二條の七、第十六條の二第三項及び第四項、第十六條の三、第十七條(第六項を除く。)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二第三項及び第四項並びに第十七條(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四條の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二條の七、第十六條の二第三項及び第四項、第十六條の三、第十七條(第六項を除く。)、第十八條から第二十二條まで、第二十四條の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六條の二第三項及び第四項並びに第十七條(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所(営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所。以下この条において同じ。)を有するものに対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者又は当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者に対して、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の当該受託弁済に係る求償権等に係る業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者(当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。)の営業所若しくは事務所

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条の六の十 内閣総理大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その登録を受けた貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者又は当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に対して、当該貸金業者の貸金業の業務に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他

に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者（当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有するものに限る。）の当該受託弁済に係る求償権等に係る保証契約を締結した保証業者若しくは当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者から当該受託弁済に係る求償権等に係る業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の物件を検査させることができる。

4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

<p>読替後</p>	<p>（債権譲渡等の規制）</p> <p>第二十四条 貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この項において同じ。）は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2／4 (略)</p>
<p>読替前</p>	<p>（債権譲渡等の規制）</p> <p>第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p>2／4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条第一項において同じ。)の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に係る陳述が記載された公正証書をいう。以下この条に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に關し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に關し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、</p>

債権を譲り受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づき債権について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づき債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

<p>出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居</p>

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により譲り受けた債権に係る
貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを
要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、譲り受けた債権に係る貸付けの契約に基

宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ
アクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先
その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問し
た場所において、債務者等から当該場所から退去すべき
旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去
しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わ
ず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生
活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにするこ
と。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入
れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく
債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を
弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知ら
せることその他の債権の取立てに協力することを拒否し
ている場合において、更に債権の取立てに協力すること
を要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の

づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは司法書士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並

処理を弁護士若しくは司法書士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

<p>びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額及び譲り受けた債権の額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てについて当該債権を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は、当該債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業を営む者の貸付け</p>	<p>電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(債権譲渡等の規制)</p> <p>第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその</p>
--	---

に係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2
4
(略)

他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十一条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2
4
(略)

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(保証等に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。)は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(保証等に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の二 貸金業者は、保証業者と貸付けに係る契約について保証契約を締結するに当たっては、その保証業者に対し、その保証業者が当該保証契約に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の四第一項並びに第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を取得した保証業者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその</p>

の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ

給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

とを求めらるる行為

(取立て行為の規制)

第二十一条 保証等に係る求償権等を取得た保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」）という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」）という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお

事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を取得した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 保証業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の年月日

四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償

ける民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

四 貸付けの金額

権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を取得了した保証業者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証業者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証業者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

五 貸付けの利率

六 支払の催告に係る債権の弁済期

七 支払を催告する金額

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の三 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この項において同じ。)は、貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者が当該弁済に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の五第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(受託弁済に係る求償権等の行使の規制)</p> <p>第二十四条の三 貸金業者は、貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済を他人に委託するに当たつては、前条第一項の規定の適用がある場合を除き、その者に対し、その者が当該弁済に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の五第一項並びに第二十四条の六の十の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 4 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 受託^二弁済者^一(第二十四条の六に規定する当該弁済をした者をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)は、当該受託^二弁済者^一が弁済をした受託^二弁済に係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託^二弁済に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。)について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該受託^二弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 受託^二弁済者^一は、受託^二弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 受託^二弁済者^一は、受託^二弁済に係る求償権等につ</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む^二者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む^二者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む^二者は、貸付けの契約について、</p>

いて、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものという。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託¹弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該受託¹弁済に係る求償権等の弁済を

公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものという。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の

<p>その預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>
<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 受託^一弁済者又は当該受託^二弁済者が取得した受託^三弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託^四弁済者その他の者から委託を受けた者は、当該受託^五弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフ</p>

アクション装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託^レ弁済^ニに係る^レ求償^権等に^レ係る^レ債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、受託^レ弁済^ニに係る^レ求償^権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく

アクション装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付^けの^レ契約^に基づく^レ債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付^けの^レ契約^に基づく^レ債権^にに係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しく

は司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 受託弁済者又は当該受託弁済者が取得した受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 受託弁済者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁

くは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

<p> 済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日 四 受託₁、<u>弁済</u>₂に係る求償権等の額及び当該受託₁、<u>弁済</u>₂に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 3 前項に定めるもののほか、<u>受託</u>₁、<u>弁済者</u>₂又は当該<u>受託</u>₁、<u>弁済者</u>₂が取得した<u>受託</u>₁、<u>弁済</u>₂に係る求償権等の取立てについて当該<u>受託</u>₁、<u>弁済者</u>₂その他の者から委託を受けた者は、当該<u>受託</u>₁、<u>弁済</u>₂に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該<u>受託</u>₁、<u>弁済者</u>₂の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。 </p>	<p> 四 貸付けの金額 五 貸付けの利率 六 支払の催告に係る債権の弁済期 七 支払を催告する金額 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 3 前項に定めるもののほか、<u>貸金業</u>を営む者又は<u>貸金業</u>を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて<u>貸金業</u>を営む者その他の者から委託を受けた者は、<u>貸付け</u>の契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、<u>貸金業</u>を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。 </p>
--	--

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。)を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者を営む者(貸金業者を除く。)の貸付に係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について同条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付に係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く)、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p>

読替後	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 保証等に係る求償権等(第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等をいう。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の四第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該保証等に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等について、公的給付(法令の規定</p>
読替前	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p> <p>第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、公的給付(法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその</p>

に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該保証等に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該保証等に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うこ

給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

とを求めらるる行為

(取立て行為の規制)

第二十一条 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

(取立て行為の規制)

第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するよう言動をしてはならない。

一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保証等に係る求償権等に係る債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、保証等に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民

その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 債務者等の居宅又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所にお

事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 保証等に係る求償権等の譲受年月日、当該保証等に係る求償権等の取得年月日及び当該保証等に係る求償権等

ける民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに電話番号

二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

三 契約年月日

<p>に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 保証等に係る求償権等の額及び当該保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、保証等に係る求償権等を譲り受けた者又は当該保証等に係る求償権等の取立てについて当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該保証等に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、当該保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びに</p>	<p>に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について</p>
<p>に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について</p>	<p>に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(保証等に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の四 保証業者は、保証等に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該保証等に係る求償権等が貸金業者の貸付けに係る契約に係る保証により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について</p>

<p>2 (略)</p> <p>その者が当該保証等に係る求償権等に関してする行為について第二十四条の六において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（<u>抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権について</u>は第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p>
--	--

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者が次条に規定する当該弁済をした者をいう。は、当該受託弁済者が弁済をした受託弁済に係る求償権等(同条に規定する受託弁済に係る求償権等をいう。)を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者(貸金業者を除く。)の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について同条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たっては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条(第六項を除く。)、第十八条から第二十二条まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定(抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条(第六項を除く。))の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。)の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p>

<p style="text-align: center;">読替後</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 受託^レ弁済^ニに係る求償権等(第二十四条の六に規定する受託^レ弁済^ニに係る求償権等をいい、保証業者が取得した保証等に係る求償権等(同条に規定する保証等に係る求償権等をいう。))を除く。以下この条から第二十一条まで及び第二十四条の五第一項において同じ。)を譲り受けた者は、当該受託^レ弁済^ニに係る求償権等について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が当該受託^レ弁済に係る求償権等に係る債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 受託^レ弁済^ニに係る求償権等を譲り受けた者は、当該受託^レ弁済に係る求償権等について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>
<p style="text-align: center;">読替前</p>	<p style="text-align: center;">(特定公正証書に係る制限)</p> <p>第二十条 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書(債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。)の作成を公証人に囑託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。</p> <p>2 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に囑託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限)</p>

第二十条の二 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、

当該受託弁済に係る求償権等について、公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該受託弁済に係る求償権等の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

第二十条の二 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、

公的給付（法令の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされているものをいう。以下同じ。）がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者（以下この条において「特定受給権者」という。）の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定受給権者の預金通帳等（当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報その他当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要なものとして政令で定めるもの又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。）の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

二 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い

<p>出した金銭による当該受託弁済に係る求償権等の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>
<p>出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為</p>	<p>(取立て行為の規制)</p> <p>第二十一条 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。</p> <p>一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯として内閣府令で定める時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p> <p>二 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号に規定する内閣府令で定める時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。</p>

<p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。</p> <p>四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。</p> <p>五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により受託^レ弁済^ルに係る^レ求償^ク等^ニに係る^レ債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p>	<p>三 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居室以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはフアクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。</p> <p>四 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。</p> <p>五 はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。</p> <p>六 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付^レの契^ク約^クに基^キづく^レ債務の弁済資金を調達することを要求すること。</p> <p>七 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。</p> <p>八 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。</p>
---	---

九 債務者等が、受託弁済に係る求償権等に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称

九 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 債務者等に対し、前各号（第六号を除く。）のいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

2 貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁的記録を送付するときは、内閣府令で定めるところにより、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

一 貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに

<p>又は氏名及び住所並びに電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 受託弁済に係る求償権等の譲受年月日、当該受託弁済に係る求償権等の取得年月日及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の契約年月日</p> <p>四 受託弁済に係る求償権等の額及び当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約の貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者又は当該受託弁済に係る求償権等の取立てについて当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者その他の者から委託を受けた者は、当該受託弁済に係る求償権等の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者</p>	<p>電話番号</p> <p>二 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名</p> <p>三 契約年月日</p> <p>四 貸付けの金額</p> <p>五 貸付けの利率</p> <p>六 支払の催告に係る債権の弁済期</p> <p>七 支払を催告する金額</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項</p> <p>3 前項に定めるもののほか、貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たり、相手方の請求があつたときは、貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及びその取立てを行う者の氏名その他内閣府令で定める事項を、内閣府令で定める方法により、その相手方に明らかにしなければならない。</p> <p>(受託弁済に係る求償権等の譲渡の規制)</p> <p>第二十四条の五 受託弁済者は、受託弁済に係る求償権等を</p>
---	--

は、当該受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業を営む者（貸金業者を除く。）の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について次条において読み替えて準用する第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2

(略)

他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該受託弁済に係る求償権等が貸金業者の貸付けの契約に基づく債務の弁済により発生したことその他の内閣府令で定める事項並びにその者が当該受託弁済に係る求償権等に関してする行為について第十二条の七、第十六条の二第三項及び第四項、第十六条の三、第十七条（第六項を除く。）、第十八条から第二十二條まで、第二十四条の六の十並びにこの項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については第十六条の二第三項及び第四項並びに第十七条（第六項を除く。）の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2

(略)